

事務連絡

平成23年6月1日

関係者各位

川崎市経済労働局長

平成23年度中小商業活力向上事業の2次募集の実施について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

下記のとおり、経済産業省では平成23年度「中小商業活力向上事業」について、第2次募集を実施いたします。本事業につきましては、市町村の商業振興担当課を経由の上、期間内に関東経済産業局商業振興室へ提出することとなっておりますので、御活用の際には、あらかじめ当課まで御相談いただいた上、平成23年6月20日（月）までに当課あてに要望書等を御提出ください。

なお、本事業は、商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等、集客力向上または売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街の活性化を図ることを目的としております。

募集期間：平成23年6月6日（月）～6月24日（金）

（平成23年6月20日（月）までに当課に要望書等を御提出ください。）

対象事業者：商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合、民間事業者等

要望書等：関東経済産業局及び中小企業庁ホームページに要望書等が掲載されています

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/20110601katsuryoku\\_2.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/20110601katsuryoku_2.html)

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2011/110601Vital-2th.htm>

提出先：川崎市経済労働局商業観光課

（市町村の商業振興担当課を経由の上、期間内に関東経済産業局商業振興室へ提出）

事業の問合せ先：関東経済産業局商業振興室（電話048-600-0317、0318）

※詳細は関東経済産業局及び中小企業庁ホームページ内、「平成23年度中小商業活力向上事業第2次募集 募集要領」等を御参照ください。

（経済労働局産業振興部商業観光課担当）

電話 044-200-2328

FAX 044-200-3920

(参考：中小企業庁ホームページより一部抜粋)

## 1. 補助スキーム

〔補助率〕 国：2／3、 1／2、 1／3以内

- 補助率1／3・・・1つの社会課題に対応した事業
- 補助率1／2・・・複数の社会課題に対応した事業
- 補助率2／3・・・複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法の認定を受けて実施する事業

〔補助額〕 上限：3,000万円 下限：100万円

〔補助事業者〕 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。）

※事業区分により一部補助事業者の要件が異なりますので、ご確認ください。

## 2. 補助対象事業

商店街等において実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した集客力向上又は売上増加の効果のある商店街活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業とします。  
※補助事業の区分・内容、補助事業者等については、募集要領の別表1～3を参照してください。

※社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において当該商店街等の集客力向上又は売り上げ増加の効果が認められることが必要です。

〔社会課題〕

①少子化、②高齢化、③安全・安心、④地域資源活用・農商工連携、⑤創業・人材、⑥環境

## 3. 応募方法

- (1) 応募される方は、市区町村の商業振興担当課を通じて、要望書等を関東経済産業局に提出してください。
- (2) 提出された要望書等をもとに必要に応じてヒアリング等を行い、事業の実施体制、事業効果等を審査の上、採択を決定します。
- (3) その後、交付申請書を提出していただき、交付決定、事業開始となります。
- (4) 原則として事業終了後、補助金の交付が行われます。

(問い合わせ先)

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室

TEL：048-600-0317、0318（直通）